

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

井上 睦子



(印影印刷)

令和元年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業）））の事業募集について（依頼）

日頃より、私立大学等の施設整備を通じて教育研究の充実及び発展に御尽力いただきありがとうございます。

「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査等について」（令和元年5月22日付け事務連絡。以下「実施計画調査」という。）において、令和3年度までに着手する事業について調査したところですが、当該調査結果を踏まえ、私立学校における更なる耐震化等防災対策の推進等を目的として、下記のとおり追加募集を行うこととしましたのでお知らせします。

事業を申請する学校法人のある都道府県におかれては、添付の様式に必要事項を記載し、必要書類をとりまとめるうえ、御提出いただきますようお願いいたします。申請に当たりましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 今回募集する事業

令和元年11月13日から令和2年3月31日までの間に着手（契約）し、令和元年度中に完了する次の事業を募集対象とします（交付内定前に着手（契約）予定の事業については、下記3.(6)参照。）。

- ・実施計画調査の回答票において、事業着手（契約）予定時期を令和元年度、令和2年度及び令和3年度分として計上した以下の①～⑦の事業の全部又は一部※<sup>1</sup>を前倒して実施できるもの。

※<sup>1</sup>：実施計画調査回答票に計上した事業について、今年度に完了する分のみに分割する場合、今回の募集対象とします。分割する場合は翌年度への繰り越しが発生しないよう、事業内容を精査の上、申請してください。

- ・実施計画調査の回答票において、未計上※<sup>2</sup>であって、以下の①～⑦の事業に該当するもの。

※<sup>2</sup>：当該募集事業については、予算の状況によって補助額の圧縮等を行う場合があります。

- ① 防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）
- ② 防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事）
- ③ 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）
- ④ 防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）（ブロック塀等安全対策事業を除く）
- ⑤ 防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）（ブロック塀等安全対策事業）
- ⑥ 高機能化整備事業
- ⑦ 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））
- ⑧ 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

注：⑥については、「校舎等のバリアフリー化整備」のみ募集対象となります。

注：国庫補助金額は1事業あたり5億円を上限としますが、申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますので御承知おきください。

## 2. 計画調書の提出方法等

### (1) 提出方法

- ① 令和元年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧（様式1）

本様式「02\_様式1」（Excel）は、都道府県において作成し、メールにて下記担当まで提出してください。提出時のファイル名は次のとおりとしてください。

【都道府県名】様式1.xls

- ② 計画調書及び添付資料（配置図、入札の内容が分かる書類等）

記載事項等に不備がないかを確認の上、提出期限までに郵送にて文書（紙媒体（1部））で提出してください。

なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出してください。

### (2) 提出書類及び提出期限

- ① 令和元年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧（様式1）【メール】

【提出期限】令和元年12月12日（木）15時<厳守>

- ② 計画調書及び添付書類【郵送】

【提出期限】令和元年12月12日（木）<厳守>【当日消印有効】

※交付内定は令和2年1月末を予定しているため、下記「3.留意事項」の（5）のただし書き及び（6）に従い、必要に応じて、交付内定前の事業着手承認申請書も都道府県にてとりまとめの上、事業の着手（契約）予定日の3週間前までに文部科学省へ到着するよう提出してください。なお、計画調書とは別途送付してください。

※期限までに必要書類が揃っていないものについては、予算執行の事務手続き上、今回の採択事務等への対応ができませんので余裕をもって発送してください。

### 3. 留意事項

- (1) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従うこととし、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定してください。入札を実施することができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定してください。ただし、指名競争入札又は見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めません。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。
- (3) 新設の学校については、完成年度（卒業生を輩出する年度）の翌年度から補助対象となります。
- (4) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなります。
- (5) 補助対象は、令和元年度中に整備が行われる事業となります。令和元年度中に整備が行われる事業とは、原則として交付内定後から令和2年3月31日までの間に契約が締結され、原則として交付内定後から令和2年3月31日までに引き渡しを受ける事業をいいます。  
ただし、交付内定前に契約又は工事に着手する等の事業であっても、文部科学大臣が承認している場合、補助対象とすることができます（(6)参照）。
- (6) 交付内定は上記2.(2)②に示すとおり令和2年1月末を予定としていますが、上記1.に示す募集対象事業を令和2年1月末までに契約予定である場合には、契約締結予定日の3週間前までに、交付内定前の事業着手承認申請書を文部科学省に提出し、文部科学大臣の承認を受けた上で、契約を締結してください<sup>\*</sup>。また、令和2年2月以降に契約予定の事業については、内定後に契約を締結してください。（内定時期が変更となる場合、別途連絡します。）  
※ 文部科学大臣の承認をもって国庫補助の交付を約束するものではないので留意してください。
- (7) 上記1.に示す募集事業以外の事業の募集（以下「募集対象外事業」という。）については、申請の状況を踏まえ、追って連絡する予定としていますが、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けて交付内定前に事業を着手することは例外的な措置であることに鑑み、募集対象外事業については、交付内定前の事業着手承認に係る手続きを行いませんので御留意ください。今後、募集対象外事業を募集することとなった場合、当該募集に対する内定後に契約締結を行うことを原則として募集する予定ですので、あわせて御留意ください。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ③ 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日文部科学大臣裁定）

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部  
私学助成課助成第二係 青山、大西、坂田  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL : 03-5253-4111（内線2774）  
FAX : 03-6734-3396  
E-mail : josei2@mext. go. jp